

消 防 特 第 45 号  
平成 31 年 3 月 20 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長  
(公印省略)

石油コンビナート等防災本部における防災体制の充実強化について (通知)

今般、「平成 30 年度石油コンビナート等防災体制検討会」を開催し、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の見直し状況や、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が行う訓練の実施状況等について調査分析を行い、これまでの取り組みの実施状況を確認するとともに、各防災本部において参考となる事例を抽出し、優れた点について検討を加えたうえで報告書としてとりまとめました。

貴職におかれましては、当該報告書の趣旨を踏まえ、特に下記事項に留意の上、防災本部を中心とする防災対策の推進に努めていただくとともに、貴都道府県内の関係市町村に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 都道府県において、石油コンビナート等特別防災区域で起こる災害（以下「コンビナート災害」という。）に携わる者は、当該災害対応に必要な基礎知識を身につけておくことが重要であること。
- 2 都道府県においては、コンビナート災害の初動時に最低限行わなければならないことを整理した上で、関係者に周知しておくことが望ましいこと。
- 3 コンビナート災害時には、関係者間の情報共有を確実に行うこと。その手段として、IT、クラウド技術の活用が有効であること。
- 4 コンビナート災害時に地域住民が的確に行動できるよう、都道府県又は市町村において住民広報の具体的方法について取り決めておくことが望ましいこと。
- 5 防災計画の実効性を確保するための手段として、都道府県による進捗管理が有効であること。
- 6 防災訓練については、人事異動を考慮し、参加者の能力を踏まえて計画的に行うことが有効であること。

7 実効性の高い防災訓練を行うためには、訓練支援業務の外部委託や有識者等の第三者による評価を取り入れることも有効であること。

(参考)

報告書は後日送付するとともに、平成 31 年 3 月 22 日以降、消防庁ホームページで公開します。

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/h30-sekiyu-bousai.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/h30-sekiyu-bousai.html)

(問い合わせ先)

消防庁特殊災害室

吉岡課長補佐、藤原係長、鮫島事務官

TEL 03-5253-7528

FAX 03-5253-7538

E-mail: tokusai@ml.soumu.go.jp